

申告と納税をお忘れなく!

確定申告期間 2月16日(火)～3月15日(月)

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も平成21年分の所得税・市道民税・国民健康保険税などの申告と納税の時期になりました。期限間近になると税務署・市役所の窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

■所得税

所得税の確定申告は、納税者が1年間の所得とその所得に応じた税額を自分で正しく計算して申告し、納税する申告納税制度に基づくものです。確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、間違った申告をしたりするとあとで不足の税額のほか加算税や延滞金を納めなければなりません。

申告の期限は3月15日(月)です。十分に注意してください。

■市道民税

給与所得等の金額が2千万円以下であり、年末調整をしている給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては申告の必要はありませんが、市道民

税については申告しなければなりません。

■国民健康保険税

国民健康保険加入者で所得税の確定申告をする必要がなく、給与や年金(遺族・障害年金等非課税所得を除く)の源泉徴収票を受け取っていない方は、国民健康保険税額算定のために市道民税の申告が必要となります。

申告をしないと、条例に基づき税額が自主決定されますので注意してください。

■申告相談の案内

市では間違いない申告をしていただくために、「申告相談」を行います。

紋別・渚滑地区の方

日時 2月16日(火)～3月15日(月)

9時30分～16時

場所 市役所2階消防会議室
上渚滑地区の方
日時 2月26日(金)
10時～16時

■その他

申告相談の際に医療費控除を受ける場合は、他のお客様の待ち時間短縮のため、事前に領収書等の整理と平成21年中に支払った医療費の合計金額を計算してお越しください。

また、新たに住宅借入金等特別控除を受ける場合についても、登記事項証明書(原本又は写し)・住民票・年末残高証明書・請負契約書又は売買契約書の写しをそろえてお越しください。(増改築の場合には増改築等工事証明書も必要)

申告会場をお間違いない!

収入や所得の種類により受付会場が異なりますので注意してください。詳しくは、表をご覧ください。
なお、税務署にて確定申告をされた場合は、市道民税の申告をされる必要はありません。

申告受付会場

収入や所得の種類	次のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要な方 ・事業所得(営業・農業等) ・不動産所得 ・利子所得 ・山林所得 ・総合譲渡所得 ・分離短期譲渡所得 ・分離長期譲渡所得 ・分離株式譲渡所得 ・先物取引所得	①左記のいずれかの所得があって、所得税の確定申告が必要でない方 ②年金受給者で確定申告が必要な方 ③給与所得者で年末調整がお済みでない方 ④配当所得 ⑤一時所得 ⑥退職所得 ※②～⑥の方は、税務署でも申告できます。
申告受付会場	紋別税務署	紋別市役所 (2月26日は、上渚滑町民センターでも受付します)

※確定申告の時期が近づくと書類の作成などを依頼する方が多く見られますが、その際は資格のある税理士に依頼してください。

図税務課市民税係 ☎(24)2111 内線 454-369 番 紋別税務署個人課税部門 ☎(23)2193 番